

神社本庁全面敗訴の深層

伊藤 博敏
ジャーナリスト

敗訴で追い詰められる2人のドン

全国8万の神社を包括する神社本庁には2人のドンがいる。「表」は、一昨年、異例の4選を果たした田中恒清総長であり、「裏」は、神社本庁での役職はないものの、政界を始め多彩な人脈を誇る打田文博・神道政治連盟（神政連）会長である。

「田中さんは04年に副総長に就いて以降、本庁を実質支配したから、もう17年以上、君臨した状態。それを本庁職員時代から神政連に関わり、14年に発足した『美しい日本の憲法をつくる国民の会』で事務総長を務めるなど、保守の裏方が得意な打田さんが支えてきた。磐石の田中―打田体制と聞いていい」（有力神社宮司）

その磐石と思われた田中―打田体制が、根底から揺さ

ぶられて、物件は転売を繰り返されて半年後、3億500万円に跳ね上がった。

安値での物件売却が問題となり、デインプル社を調べたところ、過去にも神社本庁の不動産売買に独占関与、さらに同社の関連会社が『皇室』というビジュアル誌の直販の販売元であることが判明する。それを知った稲貴夫元総合研究部長は、瀬尾芳也元教化広報部長の助けを受け、「安値売却の背後にデインプル社と田中、打田両氏との特別な関係があった」と確信、「激」と題した文書で内部告発した。それに対して神社本庁は、「組織の秩序を乱した」として、稲氏を懲戒処分、瀬尾氏を降格処分としたのだった。

以降、裁判は3年半の長きに及び、筆者は折に触れて公判を傍聴、経済合理性に合わない神社本庁とデインプル社との売買が、各種の資料や証言で暴かれていく過程を眺めてきた。そこで問われているのは、2人の幹部職員に対する不当処分だが、明かされたのは取引の不可解さだった。

デインプル社は、00年、自社所有物件を神社本庁傘下の日本文化隆盛財団に売ったのをきっかけに、12年に青山宿舎、13年に中野宿舎を随意契約で取得して売却、百

合丘宿舎に至った。神社界と縁もゆかりもない同社が、『皇室』の販売に関与していることも含め、「特別な関係」がなければこの「厚遇」は考えられないものだった。

判決文は、百合丘宿舎の売買に関して、価格が一般的取引より低額で、かつ代金決済の方法がデインプル社に有利で、売買の価格決定や承認過程において、取引趣意上不審な点があることを指摘した。また、過去デインプル社が神社本庁やその関係法人との取引で利益を得ており、田中総長や打田会長に、デインプル社への売却を示唆する言動があったことから、内部告発には「真実に足りる相当な理由があった」とし、通報に不正の目的があったとはいえず、その手段方法も相当であったとした。

原告の稲氏は、判決を受けて「主張が全面的に認められました。いつ職場に戻れるかわかりませんが、本庁の正常化へ向けて、最後まで徹底的に争うつもりです」と語った。「いつ戻れるかわからない」というのは、処分の無効は認められたものの、神社本庁が控訴してくることが予想されたため、事実、神社本庁は東京高裁に控訴、6月8日、第一回目の弁論期日が入った。

控訴を決めた役員会で、神社本庁の訴訟代理人を務め

た内田智弁護士は、一審判決の問題点として、①百合丘宿舎の価格決定や承認過程の誤認、②公益通報者保護法の制度趣旨の拡大解釈、③神社本庁諸活動や職場秩序維持への無理解、④原告らによる本庁への組織攻撃の正当化、などを挙げた。

弁護団としては、そこを突くしかないのだろうが、証拠調べや証人尋問は尽しており、高裁で地裁判決を覆す新たな証拠、証言が出てくるとは思えない。また、田中総長は同じ役員会で、「解雇処分に関しては原告の勝訴だが、背任行為の事実確認では本庁の勝訴。解雇処分の適否より背任行為の是非こそ裁判の核心」と述べたという。

この強引な解釈は、田中体制の本質をよく表わしている。裁判は処分の適否を争うものであり、だから「真実に足りる相当な理由」にとどめている。裁判所が認定した「グレーな取引」は、公正透明ではなかったと指摘されたに等しく、最高責任者としては恥ずべきだが、聞き直つて平然としている。

強権支配体制に強まる反発

裁判で問われたのは、むしろ、「シロ」を「クロ」と

国家秩序に大きな変化を求めず、平安を願い安寧を求める。神社には、人も自然も祀られるが、初詣の参拝客に、祭神を意識している人は少ない。祖霊信仰と同じ感覚で、八百万の神に手を合わせ、この融通無碍が神道の良いところだ。

だが、一方で保守思想の国民運動化にも取り組み、74年結成の「日本を守る会」や81年設立の「日本を守る国民会議」に積極的に関与、双方とも事務総長を務めたのは明治神宮の権宮司だった。両団体は、活動をより強固にする目的で、97年に合体、「日本会議」を結成する。同会議は、安倍晋三政権の長期化とともに社会の保守化が進んだ際、草の根保守運動組織として注目を集めた。

田中氏は日本会議副会長であり、打田氏は前述の日本会議系美しい日本の憲法をつくる国民の会の事務総長。16年の初詣の際、一部の神社に憲法改正の為にブースが置かれ署名活動が行なわれたが、その指揮を執ったのは打田氏。保守ではあつても、氏子にはさまざまな立場の人がいて、「改憲を押しつけるようなやり方」を批判する神職は少なくなかったが、両氏は意に介さなかった。

逆に、稲・瀬尾両氏の裁判を機に、メディアで神社本庁の高圧的な処分や日本会議系保守運動などへの積極関

いいくるめる田中―打田体制の歪みだった。批判に対しては、容赦なく処分。逆に、自分たちになびく職員は厚遇する。デインプル社との取引を強引に進め、裁判においては原告の主張を否定した小野崇之元総務部長は、八幡総本宮の九州・宇佐神宮の宮司に抜擢された。信賞必罰ではなくアメとムチの恐怖政治である。

原告の稲氏は、國學院大學神道学専攻科を経て、83年、23歳で神社本庁に入庁。以降、8人の総長に仕えたが、こうした強権政治は初めてだという。

「総長になるのは有力神社の宮司が多く、田中総長も京都・石清水八幡宮の宮司です。2期6年が不文律の総長職に4期12年も居座る理由はなく、考えられるのは我々の訴訟が続いている間は、下りられないこと。デインプル社との関係に象徴される私物化が暴かれるのが怖いでしょう。打田氏は、00年、本庁職員から静岡・小国神社の宮司に転身しましたが、神政連の立場で表裏を知る本庁に関与し続け、田中総長を支えている。2人は互いを利用し合っています」(稲氏)

約8万の神社を宮司、禰宜などの立場で護る神職の数は約2万人だが、多くは保守思想の持ち主である。「敬神尊皇」を基本とし、地域のつながり、家族の在り方、

与が批判的に報じられると、田中氏は苛立つことが多くなった。神社本庁の最高意思決定機関「評議員会」で、法廷で争うことの是非を問われると、「宿舎問題はきつかけに過ぎない。(批判派が)言いたいのは憲法改正問題。そこを潰したいと思っている」と、反発した。

だが、その認識は間違っている。全面敗訴の判決後、神社本庁では役員会を始め全国神社庁会など幾つかの会合が開かれたが、逆転勝訴の見込みが薄く、神社界と神社本庁のイメージを傷つけるだけだからと、「控訴すべきではない」という意見が少なくなかった。

自己主張する人が少ない神社界ゆえ、表立った行動にはなりにくい。田中―打田体制への不満は確実に広がっており、それは「改憲の是非」という問題ではなく、自らの方向に向かせようとする強引さ、宿舎問題に代表される私物化とそれを生んだ長期政権への反発である。

高裁に負けても最高裁があると、田中総長は周囲に漏らしており、打田氏はそれも計算のうえで、「来年の総長選での5選もある」と、吹聴しているという。

その間、神社本庁は「2人のドン」の思惑に操られたまま、代々木・本庁舎の外壁同様、漆黒のイメージを継続させるのだろうか。